

松江市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成21年3月19日付け松江市監査委員告示第2号で公表した随時監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成21年5月22日

松江市監査委員 小松原 操
 松江市監査委員 児玉 泰州
 松江市監査委員 板垣 亨

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1 土木工事</p> <p>(1)設計図書の施工区分について 平成19年度 林道舞木相谷線(第2工区)開設工事 当工事は、林道を開設する工事であり、施工計画年度は平成19年度から平成21年度であるが、本設計図書には、当該年度の施工範囲が明示されていなかった。 本工事のように複数年度にわたる事業においては、当該年度の施工区分を明示しておく必要がある。 (農林課)</p> <p>(2)コンクリートの施工について 市道允ノ下百歩線舗装改良工事外1 工事 当工事は、舗装後20年を経過し、老朽化と大型車両の増大に伴う舗装補修及び交差点改良である。 この舗装改修に伴い施工された歩行者の安全を確保するために設置されている歩車道境界ブロックの嵩上げコンクリートの中間部にクラックが生じていた。 この嵩上げコンクリートは断面積が小さいため、伸縮目地間隔を短くすることによりクラックの発生を防ぐことが可能であったと考えられる。 (土木課)</p> <p>(3)遮水シートの施工等について 客ため池改修工事 当工事は、ため池の改修工事であるが、築堤部に施工された遮水シートの重ね幅を確認できる資料がなかった。 遮水シートは漏水防止のために重要な役割を果たすため、規定されたシートの重ね幅を確認できるよう出来形管理を行う必要がある。 (農林課)</p>	<p>1 土木工事</p> <p>(1)設計図書の施工区分について 今後は、設計図書等には、旗上げ、色分けなどにより分かりやすい表示とします。 (農林課)</p> <p>(2)コンクリートの施工について 嵩上げコンクリート等断面積が小さい構造物のクラック防止対策として、道路土工指針に示された躯体コンクリートの伸縮目地を10m以下とすることを基本に、特にコンクリート小構造物については、目地間隔をより短く設置する対策を講じます。 (土木課)</p> <p>(3)遮水シートの施工等について 指摘のあった事項については、監査時の現地踏査において実測確認できたものの、本来は、管理資料の中に当該事項の確認写真等があるべきであり、今後、同様の工事施工に際しては、この点に十分留意のうえ監理業務にあたるよう努めます。 (農林課)</p>